

令和6年第6回 邑南町議会定例会（第1日目）会議録

1. 招集年月日 令和6年6月3日（令和6年5月23日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和6年6月3日（月） 午前9時30分
 散会 午前11時12分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀	3 番	野田 佳文	4 番	日高八重美
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成	7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博
9 番	漆谷 光夫	10 番	大屋 光宏	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 12名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀	3 番	野田 佳文		
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成	7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博
9 番	漆谷 光夫	10 番	大屋 光宏	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

7. 欠席議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
4 番	日高八重美						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	白須 寿	総務課長	大賀 定
資産経営課長	沖野 弘輝	情報みらい創造課長	柳川 修司	地域みらい課長	田村 哲
財務課長	三上 和彦	町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	坂本 晶子
産業支援課長	小笠原 誠治	建設課長	上田 修	保健課長	岩井 和也
羽須美支所長	三上 徹	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教 育 長	大橋 覚	学びのまち総務課長	植田 啓司	学びのまち推進課長	原 拓矢
水道課長	高瀬 満晃	監査委員	森脇 義博		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 田中 利明

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和 6 年第 6 回 邑南町議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 6 年 6 月 3 日（月）午前 9 時 30 分開会

開会、開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第 68 号 財産の取得
(消防ポンプ自動車購入)

日程第 6 議案第 69 号 財産の取得
(矢上診療所電子カルテシステム購入)

日程第 7 議案第 70 号 邑南町税条例の一部改正

日程第 8 議案第 71 号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正

日程第 9 議案第 72 号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正

日程第 10 議案第 73 号 邑南町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の
一部改正

日程第 11 議案第 74 号 邑南町研修施設条例の一部改正

日程第 12 議案第 75 号 邑南町道の駅瑞穂関連施設基金条例の一部改正

日程第 13 議案第 76 号 邑南町デイキャンプ事故検証委員会条例の廃止

日程第 14 議案第 77 号 邑南町道の駅設置及び管理に関する条例の制定

日程第 15 議案第 78 号 令和 6 年度 邑南町一般会計補正予算第 2 号

- 日程第16 議案第79号 令和6年度邑南町国民健康保険事業
特別会計補正予算第1号
- 日程第17 議案第80号 令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業
特別会計補正予算第1号
- 日程第18 議案第81号 令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第1号

令和6年第6回 邑南町議会定例会（第1日目） 会議録

【令和6年6月3日（月）】

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

（開会宣告）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。

（「おはようございます」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） ただ今から、令和6年第6回邑南町議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（日程第1）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1。会議録署名議員の指名をいたします。1番奈須議員。2番鍵本議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（日程第2）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2。会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日6月3日から6月14日の12日間といたしたいと思ひます。これに御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日6月3日から6月14日の12日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第 3)

●石橋議長（石橋純二） 日程第 3。諸般の報告を行います。執行部より、報告第 4 号令和 5 年度邑南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告。報告第 5 号令和 5 年度邑南町電気通信事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告。報告第 6 号令和 5 年度邑南町水道事業会計繰越計算書の報告。監査委員より、報告第 7 号例月現金出納検査結果報告。議長等の動静報告はお手元に配布しておりますとおりでございます。受理をしました請願は請願文書表のとおり、受理番号 1 訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出について、請願。受理番号 2 学校給食費の無償化を求める意見書提出について、請願。受理をしました陳情は、陳情文書表のとおり、受理番号 1 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情書。以上 3 つの請願陳情については、総務教民常任委員会に付託しましたので報告いたします。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 4 )

●石橋議長（石橋純二） 日程第 4。行政報告。これより町長に行政報告を行っていただきます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 令和 6 年第 6 回邑南町議会定例会に当たり、諸議案の説明に先立ちまして行政報告を申し上げます。はじめに叙勲の受章について申し上げます。4 月 29 日付けの令和 6 年春の叙勲において、瑞穂地域田野原の山中康樹（やまなかやすき）さんの地方自治功労に対し、旭日双光章の受章が発令されました。これまでの功績をたたえとともに、心からお慶び申し上げます。

次に現在進めております諸施策等について申し上げます。はじめに、防災減災に関する取組について申し上げます。今年は平成 25 年の 8.24 豪雨災害発生から 11 年目に当たります。改めて自分や家族の安心安全のため、自主防災組織の皆さんと災害に備えた行動について取り組んでまいります。邑南町民防災の日前後において講演

会などを開催したいと考えておりますので、御協力をお願い致します。また、出羽川は水防法の一部改正により、上流部下流部において想定最大規模降雨。おむね千年に一度の大雨。出羽川流域の一日間総雨量548ミリによる洪水浸水想定区域図と、計画降雨。おおむね百年に一度の大雨。出羽川流域の一日間総雨量234ミリによる洪水浸水想定区域図が、令和5年2月28日に島根県から公表され島根県の水位周知河川に指定されました。出羽川では水位観測所の設置箇所や地形を考慮し、上流区間淀田橋と下流区間下口羽の2か所が指定されています。町としましても県からの通知を受け地域防災計画の記載内容を見直し、該当区域の住民に対して注意喚起や避難情報を発表します。改めて出水期を迎えるに当たり、住民の皆さんに対する適時適切な注意喚起、避難情報の発令等を行っていくよう努めてまいります。

次に、令和5年8月24日に瑞穂ハイランドで開催したデイキャンプにおいて発生した事故を受け、10月4日邑南町デイキャンプ事故検証委員会を設置し外部有識者による検証が進められ、3月26日第5回検証委員会として作成された報告書が中村健太（なかむらけんた）委員長から提出され報告を受けました。事故原因及び課題とその分析では、事業計画までの準備から事故当日。事故の発生前。発生時。発生後までの実際の対応を時系列で整理されています。事故再発防止策では、日常における危機意識安全意識の徹底。事業開催事前打合せ。役割分担の確認。事業実施。事故発生時の事業継続の可否の判断と判断基準。事業終了後対応までそれぞれの段階において、必要であった意識や注意すべき事項が具体的に記載されています。最後に提言として、邑南町職員は今後報告書を指針としてマニュアルの策定や再考。定期的な研さん。日常業務を含めた確認の励行。事故防止のための重要事項を徹底的に体に覚え込ませることでその意識が醸成されることを期待する、とされています。邑南町において二度とこのような事故が起きないこと。邑南町職員がこの事故を他人事とせず、責任と危機感を持って職務を遂行することを切に願うと締めくくられています。今後、事故の再発防止のため全職員を対象とした研修や訓練を繰り返し行い、職員一丸となって取り組んでまいります。

次に、道の駅邑南の里の整備状況について申し上げます。4月16日に、本体建築等工事の契約を締結し建築工事に着手いたしました。そして4月23日には、受注者による安全祈願祭が行われたところでございます。その後5月24日に現場事務所が設置され、27日より基礎工事となる建築範囲の地盤掘削作業に着手いたしました。また、地中熱活用による融雪設備整備工事は引き続き進めておりまして、5月31日時点の進捗は全体の48%でございます。両工事とも安全に配慮し、早期完成できるよう事業を進めてまいります。また、道の駅邑南の里に関しまして、名称決定までの報告や今後の工事の状況につきまして、邑南町のホームページにて順次御紹介してま

いりたいと考えておりますので御覧いただければと思います。

次に、脱炭素先行地域づくり事業について申し上げます。はじめに先日経済産業省から発表された、次世代太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた官民協議会に、邑南町も参画したことについてお知らせします。この協議会は2050年カーボンニュートラル実現に向けて、軽量で柔軟な特徴を持ち壁面や窓ガラスなどに設置可能な次世代の太陽電池、ペロブスカイト太陽電池の普及拡大を目指し設立する官民連携の協議会でございます。国や地方自治体、太陽電池メーカー、民間団体などが参画し、ペロブスカイト太陽電池の量産技術の確立、生産体制整備、需要の創出を、三位一体で官民関係者が総力を挙げて取り組むことを目指しております。邑南町としましても、再生可能エネルギー拡大に向けて今回の協議会への参加など、様々な取り組みを進めて行きたいと考えております。

次に、脱炭素先行地域づくり事業について申し上げます。地域新電力会社おおんきらりエネルギー株式会社の事業進捗です。PPAスキームを活用した太陽光発電設備の整備は、昨年度末までに18件の設置が完了しており、今年度も引き続き公共施設をはじめ事業所、一般家庭に対して順次設計及び工事を進めているところでございます。また、小売電気事業につきましても邑南町役場本庁舎をはじめ、いわみスタジアム、瑞穂球場など複数の公共施設に対して、取次店として小売電気事業を開始し、着実に事業を進めていると会社から報告を受けております。

次に、邑南町が行う事業についてでございます。昨年度邑南町役場本庁駐車場に整備した電気自動車用急速発電設備の一般利用を、5月から開始いたしました。邑南町内で初めての急速充電設備となります。こうした充電設備の増加が、走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車の普及促進の一助になるものと考えております。また、脱炭素先行地域づくり事業を活用して実施する事業でございますが、道の駅瑞穂再整備事業の地中熱を活用した融雪設備につきましても、現在は地中熱交換器の設置工事を進めているところでございます。加えて、いわみ温泉活用施設薪ボイラー設置事業や公民館、学校のLED照明工事につきましても事業完了に向け順次進めているところでございます。

次に、公共交通施策について申し上げます。石見瑞穂地域内のデマンド交通事業として、令和4年度から本格実施しています邑南町タクシー利用助成事業ですが、島根県の本土地区のタクシー運賃改定にともない今年の4月から利用料金を810円に改定しています。令和5年度末時点の登録者数は石見地域181名瑞穂地域111名となっており、総数は292名となっております。前年から比べると登録者数は19人の増となっており、事業開始後利用者は増加傾向となっております。

次に、町営バスの路線再編についてですが、昨年度において地域内循環交通実証運

行として実施しておりました瑞穂矢上間の路線を正規路線として、令和6年4月より瑞穂矢上線として運行しています。今後も、町内各地域でのデマンド交通並びに町営バス等の公共交通の利便性向上のため、利用者運行事業者の意見を聞きながら適宜事業内容の充実を目指しています。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。令和5年度の医療費については、令和4年度と比較し入院の医療費が増加となっており結果として総額も増加となっております。これは新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、受診控えが解消されたことが要因と考えております。国保税の税率についてですが、当初予算では前年度の税率により編成しておりましたが、この度国保税の本算定に向けて、令和6年度の課税所得額や医療費推計、基金保有額などを踏まえ算出を行いました。本年度の保険税率については、本町の医療費の増及び県全体の医療費の増により県に納める納付金が増加していることから、本算定に合わせ保険税率を全体的に引き上げる方針を固め本定例会に条例改正を提出しております。なお、医療費の動向については引き続き注視してまいりたいと考えております。

次に、こども計画の策定について申し上げます。現行の子どもの健やかな成長を支援する子ども子育て支援の取り組みのみならず、こども基本法に基づき、少子化対策、子ども若者育成支援、子どもの貧困対策等の内容を含めた、こども計画を庁内協議を行いながら、令和6年度末の完成を目指し策定作業を進めております。現在、計画策定に向けた基礎調査を準備しており、今後は、子ども若者などからの意見聴取も行う予定にしております。この策定作業を通じ、邑南町子ども条例の理念もふまえた子ども施策の総合的な推進を図ってまいります。

次に、地域包括ケアシステムの推進について申し上げます。住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるために、そして、もしもの時にどのような医療やケアを望むのかを普段から考え周囲の方々と共有することを目的として、昨年度邑南町終活支援ノート、通称あんしんノートを作成いたしました。今年度は、町民一人一人がこれからの自分らしい暮らしを考える取り組み、いわゆるACP、アドバンスケアプランニングのきっかけとなるよう、様々な場面で普及啓発を進めてまいります。また、高齢者の在宅生活を支援するために、昨年度より医療介護の連携会議を開催し協議を重ねているところでありますが、引き続き医療介護連携の仕組みづくりについて検討してまいります。

次に、農林業の振興について申し上げます。はじめに神紅の産地化についてです。地域おこし協力隊おーなんアグサポ隊の3年間の農業研修制度で、令和6年度の研修生10人のうち8人が神紅の研修を受けておられ、研修を修了し自営就農されている方は令和5年度末で7人となっています。リースハウスは令和2年度から4年間で、

35棟約3.6ヘクタールが整備されており、令和6年度は0.6ヘクタールの整備を計画しています。現在、神紅の生育状況については概ね順調に育っており、8月下旬からの出荷に向けて栽培管理に取り組んでいます。そのような中、5月20日島根おおちぶどう部会設立総会が開催されました。この部会は、神紅をはじめとするぶどう生産者と関係機関が強い連携と相互の研究によって、JA島根おおち地区管内のぶどう生産の拡大と島根ぶどうブランドの確立を図ることにより、生産者の所得向上を目指すことを目的に町内14の法人・農家の参加により設立されたものでございまして、今後この部会を中心に、栽培技術の改善向上や宣伝消費拡大が生産者の連携により主体的に取り組まれることを期待しております。

次に、JA肥育センターの事業継承についてです。JA肥育センターの事業継承については、事業継承を表明されていた矢上運送が、農業の新会社である株式会社ワコムスを設立され、令和6年6月1日より経営を開始されております。今後、JAや行政などからも支援をしつつ関係機関との連携により、地域の特産品である石見和牛肉ブランドの存続に取り組んでいただくことを期待しております。

次に、鳥獣被害対策についてです。令和3年度から実施している、緊急鳥獣被害防止対策集落支援事業については今年度も継続し、集落や団体等での電気柵やメッシュ柵の購入も補助対象とし、地域ぐるみの鳥獣被害対策を積極的に支援していきたいと考えています。また、ニホンジカ対策として県から委託を受け、都道府県広域捕獲活動支援事業に令和5年度から取り組んでおり、令和5年度に行った生息状況調査をもとに選定した場所において令和6年度からは本格的な捕獲活動を実施してまいります。

次に、森林環境譲与税を活用した事業についてです。現在、森林環境譲与税と併せ創設された森林経営管理制度に基づき、意向調査を令和2年度より実施し集約化による森林管理の効率化を進めているところでありますが、令和6年度は瑞穂地域奥亀谷において意向調査などを実施してまいります。この森林経営管理制度による邑南町の取組は一定の評価を受けているところでありまして、今年2月には東京で行われた森林研究発表大会において、また4月には自民党林政対策委員会において、本町の事例発表を行ったところです。今後、これらの取組に併せた森林整備の実施や人材育成担い手確保、林業事業体の支援などを進めていくとともに、集落周辺の里山林整備への支援、薪ストーブの導入支援など森林環境譲与税の効果的な活用にも努めてまいります。

次に、商工業について申し上げます。令和4年10月に自己破産をされました、邑南町出羽地区の株式会社猫島商店の工場跡地につきましては、新たな企業の進出が決まりましたのでお知らせをいたします。進出企業はプロミウム株式会社といいまし

て、食品原材料の製造工場として来年早々の創業開始を予定されています。町としては、創業開始に向けて島根県と協力しながら支援を行ってまいります。

次に、教育委員会関係について申し上げます。石見中学校改築工事について申し上げます。５月３１日新しい石見中学校が完成いたしました。６月１５日に竣工式を執り行い、午後より内覧会を開催します。地域の皆様に新校舎を御覧いただきたいと思いますと考えております。この校舎が地域との連携協働を促進し、生徒たちの成長を支える場となることを期待しております。また、新校舎の完成に伴い旧校舎の取り壊しが行われます。工事に伴う騒音や交通の混雑など御迷惑をおかけすることとなりますが、安全かつ円滑に作業を進めるために最大限配慮してまいります。引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。次に、公民館等の屋外での体験活動についてです。再発防止に向けた職員の意識改革が確実に職員一人一人に根付くまでは、公民館が主催する屋外の体験活動を中止としてきました。この間町民の皆さまには御心配と御迷惑をおかけしましたこと、大変申し訳なく思っております。このたび検証報告書の内容を踏まえ、事故の再発防止と不測の事態に対して的確な判断と円滑な行動がとれるようまとめた、自然体験活動安全管理マニュアルを作成しました。今後はこのマニュアルを踏まえ、江津少年自然の家職員を招いての座学や実地研修、心肺蘇生等を習得するための普通救命講習を実施し、事故防止を徹底的に身体に覚えこませた上での事業再開を計画しています。事業再開の目処は概ね学校の夏休みである７月下旬以降を予定しております。今後の活動再開に向けた動きについて御理解いただき、これからの活動に対してお力添えいただきますようよろしくお願いいたします。

令和５年度における各会計の決算見込みについて報告します。各会計ともこの令和６年５月３１日午後４時現在の決算状況について、把握しています数値を決算見込み額として報告します。決算状況については、全ての会計において不足を生じることなく決算ができる見込みでございます。まず、一般会計については、歳入総額１５６億６，７８６万円。歳出総額１５２億５，３７９万円。歳入歳出差引額は、４億１，４０７万円の黒字となる見込みですが、この内には繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源９，８３７万１，０００円が含まれております。特別会計につきましても、全て黒字となる見込みでございます。歳入歳出差引額は、国民健康保険事業特別会計が１，１３９万円。国民健康保険直営診療所事業特別会計が４９３万円。後期高齢者医療事業特別会計が４１５万円。電気通信事業特別会計が２，３４０万円となっています。なお、下水道事業特別会計は、令和６年４月１日から地方公営企業法を適用し地方公営企業会計に移行するため、令和６年３月３１日打ち切り決算を行い１億９，５８６万円の黒字となりました。また、水道事業につきましても、収益的収入４億２，５１２万円。収益的支出４億５４万円。資本的収入３億６，８９７万円。資本的

支出５億８，０３９万円となっています。

次に、邑南町発注の公共事業についてでございますが、これは別紙一覧表で発注状況を御報告させていただきますのでそちらを御覧ください。以上、６月議会定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。なお、本定例会に提案いたします議案は、条例案８件。補正予算案４件。その他案２件合せて１４件としております。何卒慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で町長の行政報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第５ 議案第６８号 財産の取得（ 消防ポンプ自動車購入 ） ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第５。議案第６８号財産の取得を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第６８号の提案理由を御説明申し上げます。議案第６８号は財産の取得についてでございますが、これは消防ポンプ自動車を購入しようとするものでございます。詳細につきましては総務課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

○大賀総務課長（大賀定） 財産の取得について説明します。取得の物品は消防ポンプ自動車です。車両更新計画に基づき取得から２５年以上経過し、更新が必要となった第９中野分団の消防ポンプ自動車を更新するものでございます。５月２９日に指名競争入札を執行し、株式会社スエヒロ島根営業所が２，３８３万円で落札され、消費税を加えた２，６２１万３，０００円で同日に仮契約を締結したところでございます。以上、地方自治法第９６条第１項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第68号財産の取得に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第68号財産の取得につきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第6 議案第69号 財産の取得  
（ 矢上診療所電子カルテシステム購入 ） ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第6。議案第69号財産の取得を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第69号の提案理由を御説明申し上げます。議案第69号は財産の取得についてでございますが、これは、矢上診療所電子カルテシステムを購入しようとするものでございます。詳細につきましては町民課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議案第69号財産の取得について御説明申し上げます。取得物品は、矢上診療所電子カルテシステムでございます。取得の目的は、システム開発会社の事業撤退に伴う更新でございます。現在使用中の電子カルテシステム株式会社テクノプロジェクトC I M A C h a r tは、矢上診療所開設と同時に平成30年度に購入しております。このシステム開発会社株式会社テクノプロジェクトが、令和7年度末に電子カルテ事業から撤退することとなったため、新たな電子カルテシステムを導入しデータ移行を行う必要があると考えます。今回導入を考えております株式会社ユヤマ製B r a i n B o x V I Vの電子カルテシステムは、まめネットとの強力な連携。カルテ使用時の操作性。カスタマイズの柔軟性に優れているとともに保守体制も充実しております。また、ティーエスアルフレッサ株式会社浜田支店は株式会社ユヤマ製B r a i n B o x V I Vの販売業者であり、既存の診療所内の検査機器の多くを購入している業者で、新しい電子カルテシステムと検査機器の連携設定作業を迅速かつ確実に完了することができると考えます。以上のことから、今回の購入につきましては随意契約としており、令和6年5月16日に見積合わせを執行しティーエスアルフレッサ株式会社浜田支店と770万円、消費税を加えました847万円で、令和6年5月17日に仮契約を締結させていただいたところでございます。以上、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第69号財産の取得に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第69号財産の取得につきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第 7 議案第70号、日程第 8 議案第71号)

(日程第 9 議案第72号、日程第10 議案第73号)

(日程第11 議案第74号、日程第12 議案第75号)

●石橋議長(石橋純二) 日程第7。議案第70号邑南町税条例の一部改正から、日程第12。議案第75号邑南町道の駅瑞穂関連施設基金条例の一部改正までを、一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●石橋議長(石橋純二) はい、石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第70号から議案第75号までの提案理由を御説明申し上げます。議案第70号から議案第75号は、条例の一部改正について議会の議

決を求めるものでございます。まず、議案第70号邑南町税条例の一部改正についてでございますが、これは地方税法等の改正に伴う改正でございます。次に、議案第71号邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、これは保険税率の変更に伴う改正でございます。次に、議案第72号邑南町町営住宅管理条例の一部改正についてでございますが、これは配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行並びに町営住宅の用途廃止に伴う改正でございます。次に、議案第73号邑南町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正についてでございますが、これは非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う改正でございます。次に、議案第74号邑南町研修施設条例の一部改正についてでございますが、これは邑学館、第二邑学館、第三邑学館の使用料改定に伴う改正でございます。次に、議案第75号邑南町道の駅瑞穂関連施設基金条例の一部改正についてでございますが、これは基金の名称等の変更に伴う改正でございます。以上、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させますので、よろしくお願いします。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 議案第70号邑南町税条例の一部改正について、御説明させていただきます。この度の改正は、固定資産税の非課税措置のうち、学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人に係る直接教育の用に供する固定資産税の非課税について、地方税法第348条第2項第9号で定められており、私立学校法改正に伴い、従来の私立学校法第64条第4項の規定が第152条第5項に移行したため、邑南町税条例第56条の規定を法律改正にあわせて改正するものです。新旧対照表の2分の1ページをお開きください。第56条中の第64条第4項を第152条第5項に改めます。改正文を御覧ください。附則で、この条例は令和7年4月1日から施行としています。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議案第71号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。この度の改正は、基礎課税額部分について邑南町及び県全体の医療費増加により、島根県に納める納付金が増額となったため保険税率の改正をするものでございます。改正内容につきましては新旧対照表に基づいて御説明いたします。第3条、第5条、第5条の2につきましては、被保険者に係る基礎課税額についての規定でございます。第3条は所得割額について規定しており、この課税率を0.65%引き上げ5.94%とするものでございます。第5条は均等割額について規定しており、この課税額を3,500円引き上げ22,100円とするものでございます。第5条の2は平等割額について規定しており、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、この課税額を2,100円引き上げ14,100円に。特定世帯は1,050円引き上げ7,050円に。特定継続世帯は1,575円引き上げ10,575円とするものでございます。次に、第6条、第7条の2、第7条の3につきましては、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額についての規定でございます。第6条は所得割額について規定しており、この課税率を0.01%引き下げ2.07%とするものでございます。第7条の2は均等割額について規定しており、この課税額を400円引き上げ7,700円とするものでございます。第7条の3は平等割額について規定しており、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯はこの課税額を200円引き上げ4,900円に。特定世帯は100円引き上げ2,450円に。特定継続世帯は150円引き上げ3,675円とするものでございます。次に、第8条、第9条の2、第9条の3につきましては、介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額についての規定でございます。第8条は所得割額について規定しており、この課税率を0.30%引き上げ1.90%とするものでございます。第9条の2は均等割額について規定しており、この課税額を1,300円引き上げ9,000円とするものでございます。第9条の3は平等割額について規定しており、この課税額を600円引き上げ4,500円とするものでございます。次に、第23条は均等割額と平等割額について、7割、5割、2割の軽減対象区分に応じて国民健康保険税の減額をすることが規定されております。これは先ほど御説明いたしました、第5条、第5条の2、第7条の2、第7条の3、第9条の2、第9条の3に係る均等割額又は平等割額を引き上げることに伴いまして、軽減対象区分ごとの保険税の減額を引き上げるものでございます。第1項でございます。第1号アは、均等割額について基礎課税額の7割軽減の規定で15,470円となります。第1号イは、平等割額について基礎課税額の7割軽減の規定で、（ア）は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で9,870円に。（イ）は特定世帯で4,935円に。（ウ）は特定継続世帯で7,403円となります。第1号ウは、均等割額について後期高齢者支援金等課税額の7割軽減の規定

で、5,390円となります。第1号エは、平等割額について後期高齢者支援金等課税額の7割軽減の規定で、(ア)は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で3,430円に。(イ)は特定世帯で1,715円に。(ウ)は特定継続世帯で2,573円となります。第1号オは、均等割額について介護納付金課税額の7割軽減の規定で、6,300円となります。第1号カは、平等割額について介護納付金課税額の7割軽減の規定で、3,150円となります。第2号アは、均等割額について基礎課税額の5割軽減の規定で、11,050円となります。第2号イは、平等割額について基礎課税額の5割軽減の規定で、(ア)は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で7,050円に。(イ)は特定世帯で3,525円に。(ウ)は特定継続世帯で5,288円となります。第2号ウは、均等割額について後期高齢者支援金等課税額の5割軽減の規定で、3,850円となります。第2号エは、平等割額について後期高齢者支援金等課税額の5割軽減の規定で、(ア)は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で2,450円に。(イ)は特定世帯で1,225円に。(ウ)は特定継続世帯で1,838円となります。第2号オは、均等割額について介護納付金課税額の5割軽減の規定で4,500円となります。第2号カは、平等割額について介護納付金課税額の5割軽減の規定で2,250円となります。第3号アは、均等割額について基礎課税額の2割軽減の規定で4,420円となります。第3号イは、平等割額について基礎課税額の2割軽減の規定で、(ア)は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で2,820円に。(イ)は特定世帯で1,410円に。(ウ)は特定継続世帯で2,115円となります。第3号ウは、均等割額について後期高齢者支援金等課税額の2割軽減の規定で1,540円となります。第3号エは、平等割額について後期高齢者支援金等課税額の2割軽減の規定で(ア)は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で980円に。(イ)は特定世帯で490円に。(ウ)は特定継続世帯で735円となります。第3号オは、均等割額について介護納付金課税額の2割軽減の規定で1,800円となります。第3号カは、平等割額について介護納付金課税額の2割軽減の規定で900円となります。第2項でございます。これは未就学児に係る均等割額について、軽減対象区分に応じて国民健康保険税の減額をすることを規定しております。第1号は基礎課税額についての軽減額で、アは7割軽減世帯で3,315円。イは5割軽減世帯で5,525円。ウは2割軽減世帯で8,840円。エは軽減なし世帯で11,050円となります。第2号は後期高齢者支援金等課税額についての軽減額で、アは7割軽減世帯で1,155円。イは5割軽減世帯で1,925円。ウは2割軽減世帯で3,080円。エは軽減なし世帯で3,850円となります。条文にもどりまして、附則。この条例は公布の日から施行し、適用区分として令和6年度分の国民健康保険税から適用いたします。令和5年度分までの国民健康保険税については、なお

従前の例によります。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○**沖野資産経営課長（沖野弘輝）** 議長、番外。

●**石橋議長（石橋純二）** はい、沖野資産経営課長。

○**沖野資産経営課長（沖野弘輝）** 議案第72号邑南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について説明いたします。この度の改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正により、保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化がされたことに伴う改正、また、婦人相談所が女性相談支援センターに、婦人保護事業が女性支援事業に名称変更されたことに伴う改正、そして、老朽化が顕著で既に入居募集を行っていない町営住宅1か所3戸を用途廃止するものでございます。改正内容について、新旧対照表により説明いたします。第9条第4項第3号のア婦人保護施設を女性自立支援施設に、イの第10条第1項を第10条第1項又は第10条の2に、ウの婦人相談所等を女性相談支援センターに、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者。のあとに、なお、地方公共団体の判断により、配偶者暴力相談支援センターが発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類も、女性相談支援センターの発行する証明書と同様に取り扱うことができる。を加え、婦人保護事業を女性支援事業に改めます。次に別表、団地名、高原。所在地、邑南町高見3008番地1。戸数、3戸を、昭和48年に建築され老朽化が著しいため用途廃止しようとするものでございます。条文にもどりまして、附則。この条例は公布の日から施行します。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○**大賀総務課長（大賀定）** 議長、番外。

●**石橋議長（石橋純二）** はい、大賀総務課長。

○**大賀総務課長（大賀定）** 議案第73号邑南町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について説明します。この度の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行により、障害等級ごとの障害について総務省令で定めるとされたことに伴い改正をするものでございます。新旧対照表、別表（第3条関係）の、備考第1項中現行の政令別表第3を改正後案で

は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成１８年総務省令第１１０号。以下「省令」という。）別表第２に改めます。同じく、第２項中現行の第６条第２項から第６項（第３項第１号を除く。）までを、改正後（案）では、第６条第５項から第８項（第６項第１号を除く。）までの規定及び省令第３条第２項に改めます。附則第１項。この条例は令和６年７月１日から施行するとしています。以上、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議案第７４号邑南町研修施設条例の一部改正について、御説明申し上げます。この条例の施設は、邑学館、第二邑学館、第三邑学館の３施設で、島根県立矢上高等学校の寄宿舎である明溪寮の機能を補完する施設としても使用されているものでございます。これらの研修施設につきましては、矢上高校の一部の寮生が宿泊し、議案に添付しております、邑南町研修施設条例の新旧対照表の右側現行の基準額に規定する金額を、使用料として納めていただいております。使用者への食事提供業務は、一般社団法人地域商社ビレッジプライド邑南が担っており、食材については毎月の使用料の３４，０００円の内２２，０００円で提供しているところでございます。しかしながら、近年の食材等の物価高騰により充実した内容の食事提供を維持することが困難な状況になりつつあるため、食材費分として５，０００円増額の総額３９，０００円の基準額を提案するものです。条例文では別表中３４，０００円を３９，０００円に改めるものです。施行日は附則のとおり、令和６年８月１日からとするものです。以上、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議案第７５号邑南町道の駅瑞穂関連施設基金条例の一部改正について説明します。この度の改正は、道の駅の構成施設である邑南町観光案内所及び邑南町農林水産物直売・食材供給施設並びに関連施設である邑南

町農産物処理加工施設の施設整備及び修繕等の財源に充てるため設置しておりました
邑南町道の駅瑞穂関連施設基金について、道の駅瑞穂再整備事業により新道の駅が整備されるに当たり、当該基金を新道の駅へ引き継ぐよう所用の規定及び条例名の改正を行うものでございます。改正内容は、新旧対照表のとおり、条例名邑南町道の駅瑞穂関連施設基金条例を邑南町道の駅基金条例に、第１条中の対象施設を邑南町道の駅に、基金名を邑南町道の駅基金に改めるものでございます。条文に戻りまして、附則第１項ではこの改正条例の施行日を令和７年４月１日とし、第２項では改正前条例に基づく基金は改正後条例に基づく基金とみなす、こととするものでございます。以上、地方自治法第９６条第１項に規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は１０時５０分といたします。

—— 午前 １０時 ３３分 休憩 ——

—— 午前 １０時 ５０分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### （ 日程第 １ ３ 議案第 ７ ６ 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。日程第 １ ３。議案第 ７ ６ 号邑南町デイキャンプ事故検証委員会条例の廃止を、議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第 ７ ６ 号の提案理由を御説明申し上げます。議案第 ７ ６ 号邑南町デイキャンプ事故検証委員会条例の廃止についてでございますが、これは設置目的が終了したことに伴う条例の廃止でございます。詳細につきましては総務課長から説明させますので、よろしくお願いします。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

○大賀総務課長（大賀定） 議案第76号邑南町デイキャンプ事故検証委員会条例の廃止について説明いたします。令和5年8月に発生した邑南町デイキャンプ事故について、事故の原因究明及び再発防止に関することを調査審議するために設置した邑南町デイキャンプ事故検証委員会の検証が終了し、令和6年3月26日検証委員会中村健太委員長が町長へ報告書を提出されました。それをもって検証委員会委員の任期が終了したことに伴い、本条例を廃止するものでございます。条文に戻り、附則第1項、この条例は公布の日から施行するとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第14 議案第77号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第14。議案第77号邑南町道の駅設置及び管理に関する条例の制定を、議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第77号の提案理由を御説明申し上げます。議案第77号邑南町道の駅設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、これは新道の駅について設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。詳細につきましては産業支援課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議案第77号 邑南町道の駅設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。この度の制定は、道の駅瑞穂再整備事業により整備される新道の駅の設置及び管理について定めるもので、現在の道の駅の根拠条例が、邑南町観光案内所条例及び邑南町農林水産物直売食材供給施設条例の2条例であるのに対し、この度は一本化し制定するものでございます。そのため第1条では設置目的を、観光情報等の発信並びに農林水産物及び地域特産品等の紹介を通じて産業振興及び地域の活性化を図るため、道路利用者の休憩機能及び情報発信機能を備えた道の駅を設置する、としています。第2条では、名称を道の駅邑南の里、位置を邑南町下田所263番地1としています。そのほか第3条は、道の駅の事業について。第4条は、施設の構成について。第5条、第6条は、指定管理者による管理とその業務について。第7条は、開館時間及び休館日について。第8条から第10条は、利用の許可及び制限等について。第11条から第13条は、利用料金について。並びに、第14条、第15条は、損害賠償の義務及び委任について規定しています。附則では、第1項でこの条例の施行日を令和7年4月1日とし、第2項で指定管理者の指定などの開設準備行為を条例施行前においても行うことができるとするものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（日程第15 議案第78号）、（日程第16 議案第79号）  
（日程第17 議案第80号）、（日程第18 議案第81号）

●石橋議長（石橋純二） 日程第15。議案第78号 令和6年度邑南町一般会計補正予算第2号から、日程第18。議案第81号 令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第1号までを、一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

**○石橋町長（石橋良治）** 議案第78号から議案第81号までの提案理由を御説明申し上げます。まず、議案第78号令和6年度邑南町一般会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ3,475万1,000円を追加するものでございます。次に、議案第79号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ2,734万7,000円を追加するものでございます。次に、議案第80号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ9万7,000円を追加するものでございます。次に、議案第81号令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第1号は、収益的収入について30万円を追加するものでございます。以上、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いします。

**○三上財務課長（三上和彦）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、三上財務課長。

**○三上財務課長（三上和彦）** 令和6年度邑南町一般会計補正予算第2号について、御説明させていただきます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,475万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ160億9,702万6,000円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。この度の補正は、主なものとして4月人事異動による人件費の補正で、当初予算では、正職員再任用職員及び任期付フルタイム職員の人件費を201名分見込んでいましたが、実人員が195名となり2,181万5,000円の減額となります。その他、特定地域づくり事業費の追加。診療所開設準備費の追加。おむつ等定期便事業費の追加。定期予防接種事業費（成人）の追加など必要な事業費について補正を行っています。第2条の債務負担行為の補正は、5ページの第2表債務負担行為補正のとおりです。5ページをお開きください。債務負担行為の変更分として、事項令和7年度地域おこし協力隊員設置費を、地域おこし協力隊員の報償費等単価改定に伴い令和7年度の限度額を1,148万4,000円追加し、1億5,056万8,000円とするものです。予算に関する説明書の事項別明細書4ページ5ページをお開きください。歳入です。14款国庫支出金2項国庫補助金は、2目総務費国庫補助金の特定地域づくり事業推進交付金を、183万4,000円追加するものです。15

款県支出金2項県補助金は、10目教育費県補助金のスクールサポートスタッフ配置事業補助金を、82万円追加するものです。18款繰入金2項基金繰入金は、572万6,000円を追加するものです。これは1目財政調整基金繰入金を、472万6,000円追加。22目まち・ひと・しごと創生基金繰入金を、100万円追加するものです。これにより財政調整基金年度末残高（予算）は、9億5,789万7,000円となります。20款諸収入5項雑入は、2,637万1,000円を追加するものです。これは財団法人自治総合センターコミュニティー助成金を、240万円追加。新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金を、2,338万1,000円追加。飲料水供給施設使用料を、59万円追加するものです。6ページ7ページをお開きください。歳出です。まず、人件費については、正職員再任用職員及び任期付フルタイム職員の一般会計人件費は先ほどの説明のとおり、2,181万5,000円の減額となります。特別会計、水道事業会計、下水道事業会計を合わせて、人件費は2,106万2,000円の減額です。人件費の増減については、各費目にわたっています。以下、人件費を除く説明をさせていただきます。2款総務費1項総務管理費は、572万3,000円を追加するものです。主なものとしては6目企画費の013自治総合センター補助事業。01一般コミュニティー助成事業を採択追加に伴い240万円追加。032特定地域づくり事業費を派遣労働者増のため366万8,000円追加するものです。10ページ11ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費は、2,867万1,000円を追加するものです。主なものは、1目保健衛生総務費004上水道事業会計繰出金を飲料水供給施設管理のため、89万円追加。011地域医療支援事業費を診療所開設準備のため、400万円追加。2目母子保健費005健康教育相談訪問事業費05おむつ等定期便事業費を期間対象の範囲拡大により、101万7,000円追加。12ページ13ページをお開きください。5目予防費003成人予防接種事業費01定期予防接種事業費（成人）を新型コロナウイルス予防接種費として、3,474万6,000円追加するものです。16ページ17ページをお開きください。8款土木費4項住宅費は、881万8,000円を追加するものです。主なものは人事異動及び機構改革に伴い、1目住宅管理費001住宅管理総務費を需用費、役務費、使用料及び賃借料として、60万8,000円追加するものです。18ページ19ページをお開きください。10款教育費1項教育総務費は、2,287万7,000円を減額するものです。主なものは、3目スクールバス運営費001スクールバス運営費をエンジン交換などによる修繕費として、319万円追加するものです。2項小学校費は、14万6,000円を減額するものです。主なものは、2目教育振興費003子ども笑顔キラキラサポート事業費（小学校）を95万7,000円追加。20ページ21ページをお開きください。011スクールサ

ポートスタッフ配置事業（小学校）を、１１６万３，０００円追加するものです。以上、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議案第７９号令和６年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第１号について、御説明申し上げます。第１条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ２，７３４万７，０００円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ１３億２，０３４万７，０００円とするものでございます。この度の補正は、職員の人事異動に伴う職員給与費等の減額及び令和５年度保険給付費等交付金返還金の追加でございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。９款繰入金２項他会計繰入金は、一般会計繰入金を２９万２，０００円減額するものでございます。次に、１１款諸収入２項雑入は、保険給付返還金を２，７６３万９，０００円追加するものでございます。続きまして歳出でございます。１款総務費１項総務管理費は、職員給与費を２９万２，０００円減額するものでございます。次に９款諸支出金１項償還金及び還付加算金は、償還金を２，７６３万９，０００円追加するものでございます。続きまして、議案第８０号令和６年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第１号について御説明申し上げます。第１条歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ９万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億３，８５９万７，０００円とするものでございます。この度の補正は、職員給与費の負担金率変更等に伴う職員給与費の追加でございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。８款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金は９万７，０００円の追加でございます。矢上診療所運営費補填分でございます。次に歳出でございます。１款総務費１項施設管理費１目一般管理費は、矢上診療所分の職員給与費を９万７，０００円追加するものでございます。以上２会計につきまして、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○高瀬水道課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、高瀬水道課長。

○高瀬水道課長（高瀬満晃） 議案第81号令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第1号について御説明いたします。今回の補正は収益的収入の項目につきまして、追加をするものでございます。補正予算書の1ページをお開きください。第2条収益的収入は収入科目第1款水道事業収益第2項営業外収益を30万円追加して、1億8,669万7,000円とするものでございます。第3条他会計からの補助金の補正は、予算第9条本文中一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,257万4,000円を、2,346万4,000円に改めるものでございます。次に詳細を補正予算に関する説明書で御説明いたします。補正予算に関する説明書1ページをお開きください。収益的収入営業外収益は、第1目他会計補助金を飲料水供給施設等の業務委託により89万円の追加でございます。第2目雑収益を飲料水供給施設等の水道使用料を59万円の減額でございます。以下2ページから予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表等説明資料を添付しておりますので、御確認ください。以上、地方公営企業法第24条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（散会宣告）

●石橋議長（石橋純二） 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

—— 午前 11時 12分 散会 ——